

県立中五島高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン
(長崎県の文化部活動の在り方に関する方針)

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

文化部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・生徒数減少に伴い、活動継続が困難であり、部の統廃合を検討中。
- ・公共交通機関であるバスの定期便が少ないため、活動時間が限りなく少ない現状である。
- ・離島地区のため、公式大会(コンクール)への出場には宿泊が必要である。

【施設等の使用状況】

- ・校内の施設にて実施

【その他】

本校の活動方針

【部活動のねらい】

生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するとともに、生徒の自主性や協調性、責任、連帯感などを育成し、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中は、週当たり1日以上以上の休養日を設ける。
- ・月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日(毎月第3日曜日)を配慮する。
- ・長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いとする。
- ・1日の活動時間は、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の休日を含む)は3時間程度とする。
- ・学校行事の前には、必要に応じて休養日を全部活動を統一した曜日に設定し行事・部活動双方に支障をきたさぬように配慮する。

【活動計画立案(大会や地域行事等参加の目安を含む)及び提出と公開】

- ・各文化部の年間活動計画については本校ホームページ上に掲載中

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・部費を徴収している部活動については、保護者会を設置し、会計責任等を明確にする。

【熱中症等の事故防止について】

- ・気象庁等の情報や熱中症計などを活用しWBGTに応じた活動を行う。

【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

- ・今後の教員数や生徒数減少を考慮し、部活動の一本化や大会志向ではなく学校行事の運営補助や地域ボランティア参加などを基本とした部活動設置を検討する。